

鳥取市ノルデ運動推進会議設置要綱（案）

(趣旨)

第1条 鳥取市の公共交通に関する利用促進施策を推進し、南部地域実証運行と併せて公共交通利用促進キャンペーン等を行うため、鳥取市ノルデ運動推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共交通の利用促進に関すること。
- (2) 公共交通の利用環境改善に関すること。
- (3) 自家用車とそれ以外の交通手段の役割分担の提案に関すること。
- (4) 公共交通利用促進キャンペーンの実施及び進行管理に関すること。
- (5) その他、本事業に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。ただし、必要に応じて構成員以外のものに会議への出席を求めることができる。

- 2 事務局は、鳥取市都市整備部交通政策室に置き、会議のリーダーは都市整備部長とする。
- 3 構成員の中から幹事を数名置くことができる。

(会議)

第4条 会議は、交通政策室が招集し、議事を進める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月 日から施行する。

別表1（第3条関連）

委 員	備 考	その他の
都市整備部部長		リーダー
総務部職員課	職員担当	幹事
企画推進部 協働推進課	協働担当	
企画推進部 中山間地域振興課	中山間地域担当	
企画推進部 秘書課広報室	広報担当	
福祉保健部 高齢社会課	高齢者福祉担当	
経済観光部 経済戦略課	事業所担当	
環境下水道部 生活環境課	環境担当	幹事
河原町総合支所		
用瀬町総合支所		
佐治町総合支所		
各部・局所属 南部地域居住職員	トライアル意見者 数名	
都市整備部 交通政策室	事務局、全体調整	幹事

『ノルデ運動』による総合施策（案）

（1）ノルデ運動の広報

- ・ノルデ運動キャラクター募集
- ・ノルデ運動P R広報、（市報、新聞、HP）

（2）エコ通勤の促進

- ・（通勤にも便利な）バス路線網の再編
- ・併せて市役所を中心としたエコ通勤キャンペーン
- ・南部地域実証運行におけるノルデ運動参加者の募集
- ・地域別時刻表の作成

（3）公共交通の利用環境改善

- ・バスアテンダントの導入
- ・高齢者向けバス定期券の割引等による利用促進
- ・シンポジウムの開催
- ・公共交通を利用した通勤ネットの把握
- ・通勤ネットの解消方策についての研究・検討
- ・I Cカードの導入検討
- ・市内循環線の検討

（4）自家用車とそれ以外の交通手段の役割分担の提案

- ・まち中でのレンタサイクルの活用促進
- ・都市緑化フェア等の大型イベントにおけるP & Rの実施

（5）その他

- ・公共交通の利用促進策の検討